

国地契第 34 号  
国官技第 323 号  
国営管第 339 号  
国営計第 99 号  
国北予第 35 号  
令和 2 年 1 月 31 日

大臣官房官庁営繕部 各課長  
各地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
北海道開発局 事業振興部長  
営繕部長

大臣官房 地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長  
北海道局 予算課長

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
に向けた具体的対策について（改正）

国土交通省所管事業の執行については、円滑かつ着実な事業実施のため、入札参加資格の緩和や余裕期間制度の活用等に努めてきたところであるが、一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る観点から、当分の間、別紙に定めるところによることとする。

また、令和 2 年 1 月 30 日付けで公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）について、災害時における緊急対応の充実強化や生産性向上の取組に関する事項等を追加する改正が行われたところであり、発注事務にあたっては、これも参考にされたい。

なお、「国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について」（平成 31 年 2 月 8 日付け国地契第 45 号、国官技第 338 号、国営管第 353 号、国営計第 144 号、国北第 48 号）及び「国土交通省所管事業の執行に

おける円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和元年10月21日付け国地契第25号、国官技第234号、国北予第25号)は廃止する。

## 施工確保対策について

### 1. 全般

工事や業務の発注にあたっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・地質調査業者・コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。その上で、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

### 2. 今後の競争入札案件への対応

今後、競争入札に付す工事・業務の案件については、以下に掲げる事項を参考に、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

#### (1) 入札・契約に係る取組

- ① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等
  - ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
  - ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等において、施工能力評価型では、企業・技術者の能力等を評価項目として過去一定期間の工事成績及び表彰を設定することとなっているが、十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績等にとらわれない評価項目の設定に努める。

<評価項目の設定の例>

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。
- 維持修繕工事等、調達環境が厳しい工事の受注者については、次回以降の総合評価時に加点評価を行う。
- 各地方整備局等で試行されているチャンス拡大方式（施工計画のみでの評価等）を活用する。
- 難工事の指定及び難工事施工実績の評価の導入
  - ・ 社会条件やマネジメント特性が厳しい工事を「難工事」と指定し、当該工事を適切に完成させた場合にそれ以降発注する工事の総合評価において「難工事施工実績」として加点評価する。
  - ・ 難工事の指定基準、難工事施工実績の評価基準等については、地域の実情を踏まえ、適切に設定する。
  - ・ 難工事の指定を行った場合は、入札公告及び入札説明書において難工事指定工事である旨を明記する。

② 適切な規模・内容での発注

- ・ 地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く工事について、工事難易度が比較的低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。

<適切な規模・内容での発注の例>

- 地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の検討や上位等級工事への参入拡大を含む）。
- （県外企業の活用も含め）地域要件を緩和する。
- 河川事業と道路事業など、複数の事業の工事を組み合わせて発注する。

③ 入札方式等の取扱い

- ・ 地域の実情や工事の特性を踏まえ、指名競争入札の実施により早期着手等の観点から大きな効果が見込まれる工事等については、指名競争入札方式により実施しても差し支えない。
- ・ 災害復旧工事においては、改正後の品確法第7条第1項第3号、「発注関係事務の運用に関する指針」及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に基づき、工事の緊急度や実施す

る企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の事情を踏まえた必要な措置を講ずること。

＜入札方式等の取扱いの例＞

- 指名競争入札において、建設業者から幅広く入札参加意欲を確認し、指名の際の名簿作成の参考とする（令和元年度補正予算等で実施する災害復旧工事に限る）。

④ 多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・ 工事の発注に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条第4項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」第2の4に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努めること。
- ・ 工事難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成22年3月29日付け国地契第39号、国官技第371号、国営計第104号）等により、競争参加資格の施工実績に係る要件において工事量を求めないこととしているので、その適切な実施に努めること。

＜競争参加資格の施工実績に係る要件の例＞

- 営繕工事において、改修工事や建築設備の撤去新設工事の場合、競争参加資格の施工実績に係る要件としてその規模や工事量を求めないこととする。

⑤ 一括審査方式における同一企業の受注数の緩和

- ・ 一括審査の対象工事数を上限に一者で配置予定技術者を複数設定し競争に参加できるものとする。
- ・ 地域の建設業者の実情を的確に把握した上で、工事受注者の偏在などの弊害が生じないように、実施メニューの組合せを検討すること。

(2) 設計・積算に係る取組

① 見積りの積極活用等

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材について、当初発注から積極的に見

積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材は、特別調査や見積りの徴収等により設定した歩掛や単価は、公表する。
- ・ 営繕工事において、改修工事の施工条件を踏まえた単価の割増し、工事ごとの見積単価の収集・使用、見積活用方式の採用など、施工条件にあった単価の使用を徹底する。

<当分の間、配慮が必要な工種等>

- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

<当分の間、配慮が必要な建設資材>

- 鋼矢板
- 高力ボルト
- 生コンクリート

※ 上に掲げる工種・建設資材等のほかに、当初発注から見積りを活用することが適当と考えられるものがある場合は、事前に大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

## ② 災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設费率・現場管理费率の補正係数を設定し、予定価格を作成する。
- ・ 補正係数を設定しようとする場合は、その旨を入札公告時に明示する。
- ・ この補正を適用する場合は、事前に大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

③ 適切な設計変更

- ・ 通常的设计変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

<設計変更の対象とする経費の例>

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多大となる地域における営繕費

<設計変更の対象とする工種等の例>

- ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・ 建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。

⑤ 山間地等における移動時間を考慮した積算

- ・ 施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」（平成30年3月20日付け国官技第280号）に示す「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用する。
- ・ 当該積算方式を適用する場合は、現場への移動時間を考慮した際の作業時間に応じて労務費の設計変更を行う対象工事である旨を入札公告時に明示する。
- ・ 離島等における営繕工事の積算に当たっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて必要な費用を計上すること。

<適用する例>

- 山間僻地及び離島における工事
- 砂防・地すべり等工事（施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区である場合を除く）

⑥ 現道上の工事等における施工地域を考慮した積算

- ・ 施工地域や工種区分に応じて、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を適切に適用する。
- ・ 現道上の工事等においては、常時全面通行止めを行う場合を含め車線変更を促す規制を伴う場合は、車線数や交通量にかかわらず補正係数を適切に適用する。

⑦ 適切な工期設定

- ・ 余裕期間制度を原則活用する。なお、当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、6ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合は、土木工事については大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）、営繕工事については大臣官房官庁営繕部計画課へ協議されたい。
- ・ 施工箇所が点在する工事において、箇所毎の施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とする。この場合においては、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とする。

(3) 施工段階における取組

① 監理技術者の途中交代

- ・ 受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合や、工程上一定の区切りと認められる時点においては、監理技術者等の途中交代が可能であることを入札手続段階で明確化するなど、「監理技術者制度の運用等について」（平成28年12月28日付け国官技第246号ほか）及び「令和元年台風第19号による災害発生に伴う直轄工事における監理技術者等の取扱いについて」（令和元年10月18日付け国官技第229号ほか）に基づき、適切な運用を行う。

② 工事書類の簡素化



- ・ 各地方整備局等で試行されている工事書類（資料検査に必要な書類）の簡素化の取組を参考にして、事務の効率化を図る。

＜検査時の書類の簡素化の例＞

- 検査時の確認書類を工事品質に関わる資料に限定

#### （４）成績評定における取組

工事種別が維持修繕である工事等については、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について」（令和元年 11 月 20 日付け国官技第 258 号）により、成績の評定を行う際の評価対象となったことに留意すること。

### 3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事について、下記の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 2 の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）を行うなど適切に対応することとする。

なお、1 回の競争入札手続による不調随契への移行を推奨するものではないが、必要な対策を講じずに再公告を行い、不調・不落を繰り返されることのないよう十分留意されたい。

- ① 品質確保の上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策をとっていること。
- ③ 競争入札手続きを行った場合に、入札者の見込みがないと判断されること。

一方、再度の入札をしても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成 17 年 8 月 29 日付け国地契第 46 号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

### 4. その他

現在契約中の工事・業務についても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本通知の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。